

柏原市民の皆様

大阪教育大学の寄附で市民税の控除も受けられるようになりました！！

住民税の控除

新たに柏原市が対象になったことにより、柏原市民の方は、従来の府民税4%に加え、市民税6%の住民税控除が適用されるようになりました。

寄附金額

(10万円ー2千円) × 住民税控除率

国立大学法人大阪教育大学が控除対象として条例で指定を受けている自治体【大阪府・大阪市・池田市・**柏原市**】

※柏原市より新たに指定を受けました。ご寄附された場合、令和5年度（令和4年1～12月にいただきましたご寄附が対象）から住民税控除が適用されます。

所得税の控除

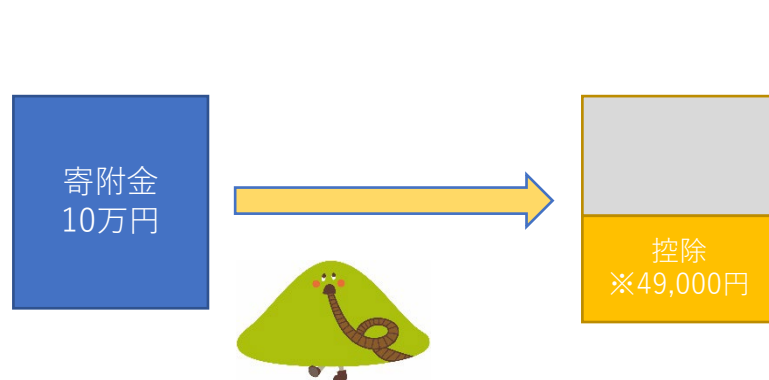
ご寄附された場合、確定申告をすることにより、「所得控除」も受けられます。

修学支援事業基金または研究等支援事業基金への寄附金については、「所得控除」または「税額控除」のいずれか一方の制度を選択いただけます。



【参考イメージ】

柏原市・大阪市・池田市在住の年収500万円の方が修学支援事業基金（又は研究等支援事業基金）に10万円を寄附する場合



※税額控除を選択した場合のモデルケースでの見込みですので、実際の控除額とは異なります。
詳しくはお住いの管轄の税務署及び市区町村へご相談ください。